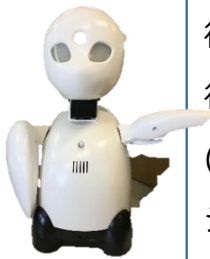


分身ロボット貸出のご案内



徳島県では、移動が困難な難病等の患者さんに対し、分身ロボット等の貸出を行っています。行きたい場所にロボットを設置し、タブレットや意思伝達装置(視線入力可能)で遠隔操作することで、「その場にいる」ようなコミュニケーションが可能になります。新たな社会参加の形をぜひ体験してください。

貸出対象者

徳島県に住所があり、次の疾病により入院中又は障がいのため、移動が困難な方

- (1) 指定難病
- (2) 小児慢性特定疾病
- (3) 特定疾患治療研究事業の対象疾患

貸出機器

- ①分身ロボット(オリヒメ)
- ②意思伝達装置(オリヒメアイ)
- ③視線入力装置
- ④固定台
- ⑤タブレット
- ⑥モバイルWiFi

「オリヒメ」とは？
カメラ・マイク・スピーカー
を搭載した、
遠隔操作可能な
分身ロボット

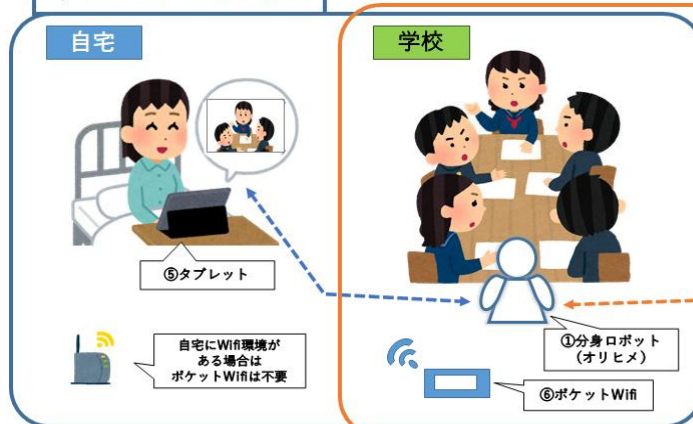


「オリヒメアイ」とは？
パソコンに表示された
文字盤を、
視線で操作できる
意思伝達装置



○貸出機器の使用例

1. タブレットを使用する場合



2. オリヒメアイを使用する場合



貸出期間

原則3週間以内(視線入力操作に長期の練習が必要などの特別な事情がある場合はご相談ください。)

貸出費用

無料(重大な過失等により修理等が必要になった場合、その補修費用の一部又は全部を負担していただく場合があります。)

申込方法

住所地を管轄する保健所にお問合せいただき、利用申込書を提出してください。

お問合せ

徳島保健所(電話:088-602-8906)、吉野川保健所(電話:0883-36-9019)
美馬保健所(電話:0883-52-1016)、三好保健所(電話:0883-72-1123)
阿南保健所(電話:0884-28-9874)、美波保健所(電話:0884-74-7373)

「行きたい」・「みたい」・「会いたい」を実現しませんか？